

重大事態への対応マニュアル（2025改訂版）

徳島県立名西高等学校（全日制）

○いじめ事案発生

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（キャリアアドバイザー）

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 県教育委員会に報告（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家（外部人材）を加えた調査組織②が調査の主体となる。

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- | | | |
|-----------|-------|----------|
| ①調査の目的・目標 | ②調査主体 | ③調査時期・期間 |
| ④調査項目 | ⑤調査方法 | ⑥調査結果の提供 |

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

【文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照】

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施【詳細調査の実施 P17】
- ③聞き取り調査の実施【詳細調査の実施 P18】→ 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理【詳細調査の実施 P19】

VI 調査結果を県教育委員会に報告

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。【詳細調査の実施 P20】
- ・報告書の取りまとめをする。【詳細調査の実施 P20】